

米国における教員団体交渉に関する州法規定の分析

市田敏之

(2005年9月30日受理)

An Analysis of State Code or Statute concerning Teachers' Collective Bargaining in the U.S.A.

Toshiyuki ICHIDA

The purpose of this paper is to identify the tendencies and characteristics of collective bargaining for k-12 public school teachers (teachers' collective bargaining) in the U.S.A. by analyzing the code or statute of the each state.

This paper picks up with the code or statute concerning teachers' collective bargaining in each state and finds that thirty-three states have a code or statute which permits teachers' collective bargaining, four states have a code or statute which prohibits teachers' collective bargaining, and thirteen states don't have a code or statute concerning teachers' collective bargaining. This paper clarifies the following points: (1) What is the purpose of the code or statute in each state which provides the purpose. (2) What does the scope of bargaining of the code or statute in each state provide? (3) Does the code or statute in each state require a contract? (4) What kind of impasse procedures does the code or statute in each state provide? (5) Does the code or statute in each state permit strikes?

The findings of this paper are followings:

First, teachers' collective bargaining in the U.S.A. tends to be similar to collective bargaining in the private sector. This is interpreted to mean that the code or statute in most states provides for matters relating to wages, hours of employment, and other terms and conditions of employment as mandatory subjects. Four states (California, Indiana, Maine, and Ohio), however, provide matters relating to education as permissive subjects. This point translates as a characteristic of teachers' collective bargaining.

Second, it is pointed out that the teachers' collective bargaining in the U.S.A. tends to embrace the system that could lead to an agreement between the parties. This is interpreted as meaning that most of the states provide for making a contract and that all states provide for impasse procedures. Especially, most of the provisions related to impasse procedures are mediation or fact-finding, which do not force but promote the parties to make an agreement. In addition, it is understood that these impasse procedures function as alternative systems against strikes. This point is based on the fact that the purpose of the codes or statutes in many of the states is to improve the employment relations or to protect the public. In other words, it is inferred that teachers' collective bargaining in the U.S.A is not only for the right of teachers but also in the interest of employment relations and the public. These are the characteristics compared with collective bargaining for public employees including teachers in Japan.

Key words: teachers' collective bargaining, state statutes, the United States of America

キーワード：教員団体交渉，州法規定，米国

1. 課題設定

本稿は、米国における教育委員会と教職員団体との間で行われる団体交渉（以下、「教員団体交渉」）に関する州法規定の分析を行うことで、その全米的傾向と特質を明らかにすることを目的とする。

我が国では、2001年、『公務員制度改革の大枠』を契機に、『公務員制度改革大綱』が閣議決定され、新たな公務員人事制度の構築が模索されるようになった。また、これを受けて2002年、第32回経済財政諮問会議制度・政策改革集中審議において、公立学校教員の給与について、国立学校準拠制の廃止と各都道府県

表1 各州における教員団体交渉に関する州法の制定状況及び適用範囲

州	制定状況	該当 § (禁止の場合は根拠規定)	適用範囲	根拠規定
アラバマ	無			
アラスカ	有	Alaska Stat. §23.40.070- §23.40.260	公務員	23.40.250(6)
アリゾナ	無			
アーカンソー	無			
カリフォルニア	有	Cal Gov Code § 3540 - §3549.3	教員・学校行政官	3540.1(j)
コロラド	無			
コネチカット	有	Conn. Gen. Stat. §10-153a- §10-153o	教員・学校行政官	10-153b(a)
デラウェア	有	13 Del. C. §4001- §4019	教員のみ	4002(m)
フロリダ	有	Fla. Stat. §447.201- §447.609	公務員	447.203(2), 447.203(3)
ジョージア	禁止	O. C. G. A. §20-2-989.10		
ハワイ	有	HRS §89-1- §89-23	公務員	89-2
アイダホ	有	Idaho Code §33-1271- §33-1276	教員のみ	33-1272. 1
イリノイ	有	115 ILCS 5/1- 5/21	教員・学校行政官	5/2(b)
インディアナ	有	Burns Ind. Code Ann. §20-7.5-1-1- §20-7.5-1-14	教員のみ	20-7.5-1-2(e)
アイオワ	有	Iowa Code §20.1- §20.31	公務員	20.3.10, 20.3.11
カンザス	有	K. S. A. §72-5410- §72-5455	教員のみ	72.5413(c)
ケンタッキー	無			
ルイジアナ	無			
メイン	有	26 M. R. S. §961- §974	公務員	962.6
メリーランド	有	Md. Education Code Ann. §6-401- §6-411	教員のみ (注1)	6-401(d)
マサチューセッツ	有	ALM GL ch. 150E, §1- §15	公務員	150E.1
ミシガン	有	MCLS §423.201- §423.217	公務員	
ミネソタ	有	Minn. Stat. §179A.01- §179A.30	公務員	179A.03.14
ミシシッピ	無			
ミズーリ	無 (注2)			
モンタナ	有	Mont. Code Anno. §39-31-101- §39-31-409	公務員	39.31.103(9)
ネブラスカ	有	R. R. S. Neb. §81-1369- §81-1389	公務員	81-1371(4)
ネバダ	有	NRS §288.010- §288.280	公務員	288.050, 288.060
ニューハンプシャー	有	RSA §273-A.1- §273-A.16	公務員	273-A.1.IX
ニュージャーシー	有	N. J. Stat. §34:13A-1- §34:13A-29	公私両部門被雇用者	34.13A-3(d)
ニューメキシコ	無 (注3)			
ニューヨーク	有	NY CLS Civ S §200- §214	公務員	201.7(a), 201.7(f)
ノースカロライナ	禁止	N. C. Gen. Stat. §95-98		
ノースダコタ	有	N. D. Cent. Code §15.1-16-01- §15.1-16-20	教員・学校行政官	15.1-16-01.5
オハイオ	有	O. R. C. Ann. §4117.01- §4117.24	公務員	4117.01(C)
オクラホマ	有	70 Okl. St. §509.1- §509.10	教員、校長・教頭、その他学校職員	509.1
オレゴン	有	ORS §243.650- §243.782	公務員	243.650(19)
ペンシルバニア	有	43 P. S. §1001.101- §1001.2301	公務員	1001.301(2)
ロードアイランド	有	R. I. Gen. Laws §28-9.3-1- §23-9.3-16	教員のみ	28-9.3-2(b)
サウスカロライナ	無			
サウスダコタ	有	S. D. Codified Laws §3-18-1- §3-18-17	公務員	3-18-1
テネシー	有	Tenn. Code Ann. §49-5-601- §49-5-613	教員のみ	49-5-602(11)
テキサス	禁止	Tex. Gov't Code §617.002		
ユタ	無			
バーモント	有	16 V. S. A. §1981- §2027	教員・学校行政官	1981(1), 1981(5)
バージニア	禁止	Va. Code Ann. §40.1-57.2		
ワシントン	有	Rev. Code Wash. (ARCW) §41.59.010- §41.59.950	教員のみ	41.59.020(4)
ウエストバージニア	無			
ウィスコンシン	有	Wis. Stat. §111.70- §111.77	公務員	111.70(1)(i)(j)
ワイオミング	無			

注1：郡によって適用範囲に相違あり

注2：公務員を対象とする州法を有するが、教員は適用範囲から除外される (M. R. S. § 150. 510)

注3：2003年制定

による主体的判断、教員の能力・実績等に応じた教員給与制度の在り方を検討する考え方が示されるなど、新たな人事制度の構築にまで踏み込んだ改革の方向が提起された。ところが、これら一連の公務員制度改革の中で、公務員の労働基本権の制約の問題に関しては、「今後もこれに代わる相応の措置を確保しつつ、現行の制約を維持することとする（『公務員制度改革大綱』）」との見解が示されるにとどまっている。しかしながら、公務員の交渉権と争議権にみられる「現行の制約」の維持に対しては、国際労働機関（ILO）が見直しを求める勧告を採択するなど、今後とも検討される必要があるように思われる。また、交渉権や争議権の制限が検討されるのであれば、「これに代わる相応の措置」としての人事院あるいは人事委員会や公平委員会による現行制度を前提とするだけでなく、団体交渉などの双務的な制度も検討した上で、新たな人事制度の構築が論じられる必要がある。

現行法制度の下、我が国では公立学校の教職員が「団

体交渉」を行うことは認められておらず、地方公務員法にて団体協約締結を含まない「交渉」が認められている。一方、米国においては、1960年代から70年代にかけて、教員団体交渉に関する法律を有する州が増加し、現在、多くの州で州法にもとづき教員団体交渉が行われている。教員団体交渉の法的枠組みは、州法の他にも学区教育委員会や行政委員会によって定められた規則、あるいは、判例等によっても形成されるが、その中でも州法は最も基本的な部分を規定するものである。

米国における教員団体交渉については、日米において先行研究の蓄積がみられるが、州法の具体的規定にもとづき全米的傾向を分析した近年の研究は管見する限り見あたらない¹⁾。そこで本稿では、各州における教員団体交渉に関する州法の有無を確認した後、特に立法目的、交渉項目、そして、交渉プロセスに関する規定について明らかにし、米国における教員団体交渉の傾向と特質を考察する。

表2 教員団体交渉の目的に関する規定

州	理念・目的	根拠規定
アラスカ	政府と職員との間の協動的・協力的関係の促進 効果的且つ秩序的な行政運営による公共性の保持	23.40.070
カリフォルニア	公立学校システムにおける人事管理と労使関係の改善の促進	3540
デラウェア	学区と職員との間の協動的・協力的関係の促進 秩序的且つ永続的な公立学校システムの運営による公共性の保持	4401
フロリダ	政府と職員団体・個人との間の協動的・協力的関係の促進 秩序的且つ永続的な政府運営による公共性の保持	447.201
ハワイ	政府と職員との間の協動的・協力的関係の促進 効果的且つ秩序的な行政運営による公共性の保持	89-1(b)
イリノイ	教育部門における労使間の秩序的・建設的關係の促進	5/1
アイオワ	政府と職員との間の協動的・協力的関係 効果的且つ秩序的な政府運営による公共性の保持 公務員の団結権・職員団体活動に参加する権利あるいはこれらを拒否する権利の保障	20.1
メイン	公共部門における労使関係改善の促進	961
ミネソタ	公共部門における秩序的・建設的な労使関係の促進	179A.01
モンタナ	係争や社会的不安の源として認識されるものを除去することによる公共業務の促進	39-31-101
ネブラスカ	州政府と職員との間の協動的・平和的・協力的関係の促進 効果的且つ秩序的な政府運営による公共性の保持	81-1370
ニュージャージー	労働争議の防止と迅速な解決による州民の最善の利益	34:13A-2
ニューヨーク	政府と職員団体及び個人との間の協動的・協力的関係の促進 あらゆる場合での秩序的且つ永続的な政府運営による公共性の保持	200
オクラホマ	教職員と学区との間の秩序的なコミュニケーションを通じて労使関係を運営する方法の強化	70-509.1
オレゴン	政府と職員との間の協動的・協力的関係の構築	243.656
ペンシルバニア	健康・安全・福祉が侵害されないという住民の権利の保障を条件としたうえで全ての公共部門における労使間の秩序的且つ建設的な関係の促進	1101.101
ロードアイランド	質の高い教育の達成	28-9.3-1
テネシー	教育委員会と専門的職員の合理的な権利と義務の規定 公教育に対する要求に従った形によるこれら両者間の関係を管理する手続きの確立	49-5-601
ワシントン	学区教育職員の法的に合理的な権利と義務の規定 教育部門における公的な雇用の要求に従った形による職員と教育委員会との関係を管理する手続きの確立	41.59.010

表3 義務的交渉項目

州	根拠規定	給与	労働時間	不服申し立て手続	諸手当	休暇	福利厚生	保険	異動	解雇・懲戒手続	組合費の天引き	教員評価	労働条件に関する事項	学級規模	その他
アラスカ	23.40.250(1), 23.40.250(9)	X	X	X	X	X	X	X	X	X (注1)	X	X	X	X	再任用政策、安全に関する事項
カリフォルニア	3543.2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
コネチカット	10-153(a)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
デラウェア	4002(f)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
フロリダ	447.309	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ハワイ	89-9	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	超過勤務
アイダホ	53-1273	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
イリノイ	5/10	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
インディアナ	20-7.5-1-4	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
アイオワ	20.9	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	研修
カンザス	72-5413(f)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	初任者期間に関する事項 (注2)
メーン	965.1C	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
メリーランド	6-408	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
マサチューセッツ	105E.6	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ミシガン	423.215(1)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ミネソタ	179A.03.19, 179A.06.5, 179A.08	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	給与、労働時間、不服申し立て手続き、諸手当の他で教育政策を除く事項
モンタナ	39-31-304(2)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ネブラスカ	81-1371(10)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ネバダ	288.150.2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	団体協約の有効期間、安全に関する事項、研修 (注3)
ニューハンプシャー	273-A.1.XI.273-A.3.1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ニュージャージー	34.13A-5.3	X	X	X	X	X	X	X	X	X (注4)	X	X	X	X	
ニューヨーク	201.4.204.1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ノースダコタ	15.1-16-09	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	労働関係に関する事項
オハイオ	4.117.08(A)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	団体協約の継続・修正・削除
オクラホマ	70.509.6	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
オレゴン	243.650(4), 243.650(7)(a)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ペンシルバニア	1101.701, 1101.705	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ロードアイランド	28-9.3-2(a)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X (注5)
サウスダコタ	3-18-2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
テネシー	49-5-611	X	X	X	X	X	X	X	X	X (注6)	X	X	X	X	生徒に対する懲戒手続き
バーモント	2004	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ワシントン	41.59.020(2)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
ワイスコンシン	111.70(a)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	

注1：試用期間中の教職員の解雇

注2：他に退職、衣服支給、階層義務に関する事項を含む

注3：他に職員団体への加入を理由とした差別的扱いの防止に関する事項、ストライキの禁止に関する事項、教室の備品を含む

注4：懲戒手続きのみ

注5：専門職としての雇用条件に関する事項

注6：給与控除含む

2. 教員団体交渉に関する州法の有無と立法目的に関する州法規定

表1は、2002年現在の米国における教員団体交渉に関する州法の制定状況及び適用範囲を示したものである。ここに示すように、現在、米国では37州で教員団体交渉に関する州法が制定されている。この内、ジョージア、ノースカロライナ、テキサス、バージニアの各州では教員団体交渉を禁止する州法が制定されており、これら4州を除いた33州で、州法によって教員団体交渉が認められている。教員団体交渉に関する州法を有しない13州についても、学区で独自の規則を定めて教員団体交渉が行われている州が存在する。また、州法にて教員団体交渉を保障する33州を、その適用範囲から分類すると次の4つに分類することができる。すなわち、教員を含めた公務員全般を対象とする州(18州)、教員のみを対象とする州(8州)、教育委員会管轄下の職員全体(教員、学校行政官等)を対象とする州(5州)、学校職員(教員、校長・教頭、その他の職員)を対象とする州(1州)、そして、公私両部門を対象とする州(1州)のそれぞれである。

次に、教員団体交渉を保障する33州についてその州法を確認したところ、19の州で立法目的が明記されていた(表2)。これらは、ロードランド州で「質の高い教育の達成」と掲げられていることを除いては、各州によって具体的な文言に相違はあるものの、教職員の権利と義務の保障、公共性の保持、あるいは、良好な労使関係の促進のなかから、単数あるいは複数の目的が明記されている。それぞれの目的別に州の数を比較すれば、教職員の権利と義務の保障を目的に掲げる州が3州、公共性の保持を掲げる州が8州、そして、良好な労使関係の促進を掲げる州が16州となっており、後者を立法目的として掲げる州の数が最も多い。

3. 交渉項目に関する州法規定

米国における教員団体交渉運動を歴史的に振り返れば、給与や労働時間等の労働条件に関する事項を主たる交渉項目として要求したAFT系の教職員団体による運動と、労働条件に関する事項に加えて教育内容に関する事項を交渉項目に含めることを主張したNEA系の教職員団体による運動があるとされる。そこで、本節では、交渉項目に関する州法規定を教育的事項と非教育的事項という観点から、いかなる項目について交渉することが出来るのか、あるいは出来ないのかを明らかにする。ところで、団体交渉における交渉項目は、法的には、義務的交渉項目、任意的交渉項目、そ

して、交渉禁止項目の3つに分けることが出来る²⁾。したがって、本稿でもこの分類に倣い、それぞれの項目ごとに州法規定を確認する。その際、任意的交渉項目と交渉禁止項目については州法に明記される事項が多岐にわたっているため、特に教育的内容に関する交渉項目に注目して確認をおこなう³⁾。

表3は、各州法に規定される義務的交渉項目をまとめたものであるが、ここに示されるように、義務的交渉項目の多くは給与、労働時間に関する事項であり、この他、不服申し立て手続きを明記する州も多い。また、義務的交渉項目として各州法に規定される事項の多くが非教育的事項であり、教育目標や教育内容に関わる事項を義務的交渉項目として明文化する州は存在しない。ただし、カリフォルニア州とマサチューセッツ州では義務的交渉項目の一つとして学級規模が明記されているが、これは、教育的事項である側面と同時に労働条件の側面をも有しているため、州法規定のみからこれを教育的事項と判断することは早計であろう。

次に、任意的交渉項目として教育的事項が明記されている州をとりあげ、その内容を表4に示した。これによれば、カリフォルニアとインディアナの各州でカリキュラムの決定と教科書の採択に関する事項が任意的交渉項目とされている。この他にも、カリフォルニア州では教育目的の決定に関する事項、インディアナ州では教授法と教員一人あたりの児童生徒数、メイン州では教育政策に関する事項、そして、オハイオ州では同僚評価に関する事項がそれぞれ任意的交渉項目として定められる。しかしながら、いずれの項目も、教職員団体が交渉を求めたとしても教育委員会の合意がなければ交渉事項とならないがゆえに、これらが交渉のテーブルにのることが保障されているとはいえない。また、任意的交渉項目に教育的事項を明記している州は4州のみにとどまっており、全体的にみれば少数である。

最後に、交渉禁止項目として州法に明記されている教育的項目を表5に示した。交渉禁止項目として教育

表4 任意的交渉項目(教育的事項)

州	根拠規定	項目
カリフォルニア	3543.2	教育目的の決定 カリキュラムの決定 教科書採択
インディアナ	20-7.5-1-5	カリキュラム開発 教授法 教科書採択 教員一人あたりの児童生徒数
メイン	965.1C	教育政策に関する事項
オハイオ	4117.09(D)	同僚評価

表5 交渉禁止項目（教育的事項）

州	根拠規定	交渉禁止項目
コネチカット	10-153d(b)	児童生徒の必要出席日数及びそのスケジュールに関する事項
デラウエア	4005	カリキュラム
イリノイ	5/4.5	学級規模・教員配置・時間割(class schedules, academic calendar)・教授時間及び教授場所の決定に関する事項 児童生徒の評価政策に関する事項
カンザス	72-5413(l), (2)	学年・学期・就業時間に関する事項
メリーランド	6-408(a)(3)	スクールカレンダー 学級規模
オレゴン	243.650(7)(e)	スクールカレンダー 教員評価の基準 カリキュラム

的事項を州法に明記している州は、コネチカット州など6州である。このうち、コネチカット、イリノイ、カンザス、メリーランド、オレゴンの各州で、出席日数やスクールカレンダーなど児童生徒が教育を受ける時間に関する事項が交渉禁止項目とされている。また、デラウエア州とオレゴン州ではカリキュラム、そして、イリノイ州とメリーランド州では学級規模が交渉禁止項目とされている。先に任意的交渉項目を示した際に採り上げた各州とは異なり、これらの州では、たとえば教職員の勤務条件に関する事項であっても児童生徒の教育に影響を及ぼす事項については、教員団体交渉で交渉をすることが禁じられている。

4. 交渉プロセスに関する州法規定

教員団体交渉の結果としての合意事項をまとめた文書が団体協約である。団体協約は、その内容と有効期限の範囲内において教育行政を拘束するものであり、それゆえ、「団体協約は労使関係の中心に位置する。それは、交渉が行われている間の興味の中心であり、有効期限内においては人事行政の中心的ツールとなるものである⁴⁾」とも指摘される。そこで本節では、団体協約の締結によって交渉プロセスが集結すると捉え、各州法における団体協約の締結に関する規定を確認した後、交渉が行き詰まった際に採られる解決手段に関する規定について明らかにする。

表6は、教員団体交

渉を保障する州法を有する33州について、団体協約の締結を求める規定を有する州とそれを有しない州とに分類したものである。表に示すとおり、団体協約の締結を求める規定が明記されている州は26州であり、残る7州では団体協約の締結に関する規定を有していない。さらに、前者26州の規定を具体的に検討すると、団体協約の締結を交渉当事者双方の義務としながらもその発効条件に教育委員会の承認を課す州、いずれかの交渉当事者から要求が出された場合に限り団体協約を締結することが求められる州、そして、団体協約締結を交渉当事者双方の義務とする州の3つに分類することができる。前者の形態はインディアナ州のみで採られており、ここでは「団体交渉を通じての合意は、学校を運営する団体（筆者注：狭義の教育委員会）と排他的交渉代表者双方が承認した場合にのみ団体協約としての拘束力を有する」との規定が見うけられる。また、いずれかの交渉当事者から要求が出された場合に限り団体協約を締結することが求められる州としては、アラスカ、カリフォルニア、ネバダ、ノースダコタの各州をあげることができるが、その具体的な規定

表6 団体協約の締結に関する規定

団体協約締結を求める規定を有する州		団体協約締結に関する規定を有しない州
アラスカ (23.40.250(1))	カリフォルニア (3540.1(h))	アイダホ
コネチカット (10-153a(c))	デラウエア (4002(e))	カンザス
フロリダ (447.203(14))	ハワイ (89-2)	マサチューセッツ
イリノイ (5/10(a))	インディアナ (20-7.5-1-2(n))	ニューハンプシャー
アイオワ (20.9)	メイン (965.1D)	ニュージャージー
メリーランド (6-408(a)(1)(ii))	ミシガン (423.215(1))	オクラホマ
ミネソタ (179A.06.5)	モンタナ (39-31-305(2))	サウスダコタ
ネブラスカ (81-1370)	ネバダ (288.150.1)	
ニューヨーク (204.3)	ノースダコタ (15.1-16-13.2)	
オハイオ (4117.01(G))	オレゴン (243.650(4))	
ペンシルバニア (1001.701)	ロードアイランド (28.9.3-4)	
テネシー (49-5-602(8))	バーモント (2005)	
ワシントン (41.59.020(2))	ウィスコンシン (111.70(1)(a))	

注：括弧内は根拠規定

米国における教員団体交渉に関する州法規定の分析

として、例えばノースダコタ州では「教育委員会と職員団体の代表は、いずれかの要求がある場合には合意に達した事項を明記した団体協約を作成するものとする」と定められている。そして、これ以外の21州では団体協約の締結が交渉当事者双方の義務とされており、その具体的規定をデラウェア州にみれば、「『団体交渉』は、労働条件に関する事項について誠実に交渉し、合意に達した事項を明記した団体協約を作成するために、教育委員会と排他的交渉代表者双方に課された義務である」と定められている。

次に、交渉が行き詰まった際に採られる解決手段についてであるが、これらを、調停、実情調査、仲裁⁵⁾等の手続きに従った解決手段（以下、「行き詰まり解決手続き」とストライキ等の争議行為に分けて、各州における制定状況を明らかにした。表7は、行き詰まり解決手続きに関する州法規定をまとめたものであるが、ここに示される通り、「行政による介入」とのみ規定したサウスダコタ州を除く32州で、調停(30州)、実情調査(21州)、仲裁(10州)のいずれかの規定が存在する。これを、州ごとに分類すると、調停と実情調査を併せて採用する州が14州で最も多く、次いで調

停のみを採用する州が5州、調停と仲裁を採用する州が5州、そして、調停、実情調査、仲裁の3つを併せて採用する州が4州となっている。この他、フロリダ州では、調停と実情調査に加えて、教育委員会による解決措置、ミシガン州では調停と追加調停、オクラホマ州では実情調査のみ、そして、ウィスコンシン州では実情調査と仲裁がそれぞれ行き詰まり解決手続きとして採用されている。最後に、ストライキに関する規定を表8にまとめた。ここから、州法でストライキを禁止する州が23州、条件付きで認める州が4州、ストライキに関する規定を有しない州が6州であることが分かる。なお、ストライキが認められる条件として、アラスカ州を例とすれば、調停の失敗と公共の福祉や安全に反することがないと裁判所が認める期間内でのストライキの2つを同時に満たすことが必要であると明記されている。

5. 結論

以上、米国における教員団体交渉について、立法目的、交渉項目、そして、交渉プロセスに関する各州法

表7 行き詰まり解決手続き

州	調停	根拠規定	実情調査	根拠規定	仲裁	根拠規定	その他	根拠規定
アラスカ	x	23.40.170						
カリフォルニア	x	3548	x	3548.1-3548.3				
コネチカット	x	10-153(b)			x	10-153(c)		
デラウェア	x	4014	x	4015				
フロリダ	x	447.403(1)	x	447.403(2),(3)			教育委員会による解決措置	447.403(4)
ハワイ	x	89-11(d)						
アイダホ	x	33-1274	x	33-1275				
イリノイ	x	5/12						
インディアナ	x	20-7.5-1-13(a)	x	20-7.5-1-13(b),(c)				
アイオワ	x	20.20	x	20.21	x	20.22		
カンザス	x	72-5427	x	72-5428				
メイン	x	965.2	x	954.3	x	965.4		
メリーランド	x	6-408(d)						
マサチューセッツ	x	150E.9	x	150E.9	x	150E.9		
ミシガン	x	423.207					追加調停	423.207a
ミネソタ	x	179A.15			x	179A.16		
モンタナ	x	39-31-307	x	39-31-308, 39-31-309	x	39-31-310		
ネブラスカ	x	81-1381						
ネバダ	x	288.190			x	288.217		
ニューハンプシャー	x	273-A:12	x	273-A:12				
ニュージャージー	x	34:13A-6(b)	x	34:13A-6(b)				
ニューヨーク	x	209.3(a)	x	209.3(b),(c),(d),(e),(f)				
ノースダコタ	x	15.1-16-15.1	x	15.1-16-15.2-15.1-16-15.5				
オハイオ	x	4117.14(2)	x	4117.14(3)-(6)				
オクラホマ	x		x	70-509.7				
オレゴン	x	243.712(1), (2)(a), (2)(b)	x	243.712(2)(c), 243.722				
ペンシルバニア	x	1001.801	x	1001.802				
ロードアイランド	x	28-9.3-9			x	28-9.3-10-28-9.3-12		
サウスダコタ							行政による介入	3-18-8.1
テネシー	x	49-5-613(a)			x	49-5-613(b),(c)		
バーモント	x	2006	x	2007				
ワシントン	x	41.59.120(1)	x	41.59.129(2), (3)				
ウィスコンシン			x	111.70(4)(c)3	x	111.70(4)(c)2		

表8 ストライキに関する州法規定

禁止		条件付き可	規定無し
コネチカット (10-153e(a))	デラウェア (4016)	アラスカ (23.40.200(c))	カリフォルニア
フロリダ (447.505, 447.507)	ハワイ(89-12)	ミネソタ (179A.18.2, 179A.19)	アイダホ
イリノイ(5/13)	インディアナ (20-7.5-1-14)	オハイオ (4117.15, 4117.16, 4117.23)	モンタナ
アイオワ (20.12)	カンザス (72-5423(c))	ペンシルバニア (1003)	ネブラスカ
メイン (964.2.C)	メリーランド (6-410)		ニュージャージー
マサチューセッツ (150E.9A)	ミシガン (423.202)		ワシントン
ネバダ (288.230)	ニューハンプシャー (273A.13)		
ニューヨーク (210)	ノースダコタ (15.1-16-16)		
オクラホマ (70.509.8)	オレゴン (243.726(1))		
ロードアイランド (28-9.3-1)	サウスダコタ (3-18-10)		
テネシー (49-5-609(b)(5))	バーモント (2021(c))		
ウィスコンシン (111.70(L))			

注：括弧内は根拠規定

の規定を明らかにした。その結果、米国における教員団体交渉の傾向と特質として以下の点を指摘することができる。

まず、米国における教員団体交渉は、給与や労働時間などの労働条件に関する事項を主な交渉項目とする私的産業部門と類似の団体交渉である傾向が高いという点である。これは、ほぼ全ての州が義務的交渉項目に給与や労働時間、労働条件に関する事項を明記する一方で、教育的事項はほぼ含まれていないということから判断される。しかしながら、教育的事項を任意的交渉項目として認める州も少数であるが存在しており、この限りにおいて私的産業部門や一般の公務員の団体交渉と比較した場合の教員団体交渉の特質を見出すことも可能である。

次に、米国における教員団体交渉の傾向として、交渉当事者による合意が重視された制度となっている点を指摘することができる。これは、多くの州で団体協約の締結を求める規定が存在することや全ての州で行き詰まり解決手続きなどの規定による合意に至るまでのプロセスが規定されていることから判断される。特に、行き詰まり解決手続きについては、調停や実情調査といった強制力を伴わない手続きを採用している州が多く、交渉当事者間による合意を優先した制度を採る傾向が高い点が注目される。さらに、ストライキを禁止する規定を有する州が多いことから、行き詰まり解決手続きがその代替措置として機能するように位置づけられているといえよう。これらは、教職員の権利と義務の保障を立法目的に掲げる州の数と比べて、良好な労使関係の促進や公共性の保持を掲げる州が多数であることと関連していると考えることができる。すなわち、米国では、教員団体交渉を教職員の権利として捉えるのみならず、同時に、労使双方や住民などより広い範囲の利益に寄与する為の手段として捉えられ

ていることが推察される。以上の傾向は、我が国において地方公務員法に規定される交渉と比較した場合の相違点として指摘できよう。

本稿で明らかにすることが出来たこれら教員団体交渉の全米的傾向と特質は、あくまで州法規定にもとづいたものである。はじめに述べたように、教員団体交渉の法的枠組みは制定法の他にも規則や判例によっても形成される。本稿では、これらについてふれなかったが機会を改めて考察を加えたい。

【注】

- 1) 米国の教員団体交渉に関する研究として、たとえば次のものをあげることができる。太田晴雄「教員の専門職化運動と教員団体—アメリカにおけるTeacher Militancyの考察を通して—」『京都大学教育学部紀要』第25巻、1979年、134-147頁。太田晴雄「アメリカにおける教員組合と公教育統治—教員団体交渉の考察を中心として—」『比較教育学』第14号、1988年、64-75頁。榊達雄、笠井尚、高野誠光他「アメリカにおける教職の専門職化・教職員の団体交渉等と教職の専門職性」『名古屋大学教育学部紀要』第38巻、1992年、445-473頁。Lieberman, M., *The Teacher Unions*, The Free Press, 1997. Murphy, M., *Blackboard Unions The AFT and the NEA, 1900-1980*, Cornell University Press, 1990. Ostrander, K. H., *The Legal Structure of Collective Bargaining in Education*, Greenwood Press, 1987. Geisert, G. and M. Lieberman, *Teacher Union Bargaining*, Precept Press, 1994. また、教員団体交渉の全米的傾向を明らかにした研究として、Cresswell, A. M., M. J. Murphy, and C. T. Kerchener, *Teachers, Unions, and Collective Bargaining in Public*

- Education*, McCutchan Publishing Corporation, 1980. がみられる。
- 2) 太田晴雄, 前掲論文, 1988年, 66-67頁。
 - 3) アイダホ州では, 交渉項目について, 「学区教育委員会またはこれに指名された代表者は, 学区教育団体またはこれに指名された代表者との交渉において合意された事項についてのみ交渉を行うものとする (§ 33-1273)」と規定されており, この規定にもとづく限りはいかなる事項も任意的交渉項目となりうる。具体的な交渉事項については, 判例等で判断されていることが考えられるが, 本稿では考察の対象外とした。
 - 4) Cresswell, A. M., M. J. Murphy, and C. T. Kerchener, *op.cit.*, p.153.
 - 5) 調停とは, 「強制力を有しない提案, 助言, または合意を促すための他の方法を用いることによって, 公正な第三者が交渉を促すを試みる行為, あるいは係争の解決を試みる行為」, 実情調査とは, 「係争事項について調査を行い, 報告書を作成すること。場合によっては勧告を行う。」仲裁とは, 「公正な第三者が係争事項について拘束力を有する, あるいは有しない決定を行う行為」と定義される。(Geisert, G. and M. Lieberman, *op. cit.*, p.63.)